

業 務 委 託 契 約 書 (案)

契約件名 都城工業高等専門学校学寮給食業務及び学生食堂業務委託

発注者 独立行政法人国立高等専門学校機構都城工業高等専門学校 契約担当役事務部長 馬奈木 弘一
と 受注者 ○○○との間において、上記の業務委託（以下「給食業務」という。）について、次の条項により業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 発注者は、都城工業高等専門学校学生寮及び学生食堂の適正かつ円滑な運営を図るため、給食業務を受注者に委託する。

第2条 受注者は、給食業務の実施に当り食品衛生法（昭和22年法律第223号）その他関係法令等を遵守し、教育機関における給食業務であることを十分に認識し、その品位と秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。

第3条 給食業務の実施細目は、別に定めるところによるものとする。

2 受注者は、前項の実施細目を遵守するほか、校長又は校長の指名する職員の指示に従い、給食業務を実施するものとする。

3 受注者は、企画提案書で提出した内容に基づき、受注者の責任により給食業務を実施するものとする。

第4条 この契約の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日ただし業務内容が良好な場合は1年毎に延長できるものとし、最長令和7年3月31日までとする

第5条 発注者が、受注者に対して支払う給食業務の委託に伴う費用は、一切発生しないものとする。

第6条 契約保証金は、免除する。

第7条 受注者は、給食費として実施細目に定める金額を毎月寮生から徴収するものとする。

第8条 給食業務に要した電気料、ガス料、水道料、下水道料等は受注者の負担とする。

第9条 発注者は、給食業務に必要な施設及び設備・備品（以下「施設等」という。）として、別に定める施設等を無償で受注者に使用させるものとする。

第10条 受注者は、善良な管理者としての注意をもって施設等を使用しなければならない。

2 施設等の維持、保全のために必要とする経費は発注者の負担とする。ただし、軽微な費用は、この限りでない。

第11条 受注者は、その責に帰すべき事由により施設等を滅失し又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第12条 受注者は、施設等を給食業務以外に使用し、又は第三者に権限を貸与・譲渡してはならない。

2 受注者は、自己の負担において施設等の修繕・模様替等をしようとするときは、発注者の承認を受けなければならない。

第13条 受注者は、この契約による給食業務を第三者に実施させてはならない。

第14条 受注者は、その責に帰すべき事由により、喫食した者に対して食中毒又は伝染病等の被害を与えたときは、被害者に対してその損害を賠償するものとする。

2 受注者は、前項を履行するため、賠償責任保険に加入しなければならない。

第15条 発注者は、受注者がこの契約に定める義務を履行しなかったとき又は正当な理由なく発注者の指示に従わなかったときは、本契約を解除することができる。発注者は、そのことにより生じた損害を受注者に賠償請求できるものとする。

2 受注者は、発注者に対し前項の契約の解除について異議の申し立て又は損害賠償請求その他一切の請求をすることはできないものとする。

第16条 発注者又は受注者が、自己の都合によりこの契約を解除しようとするときは、3ヶ月前までに相手方に申し出てその同意を得なければならない。

第17条 契約期間が満了した場合又は前2条の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、施設等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りでない。

第18条 受注者は、発注者が定めた個人情報取扱業務契約遵守事項を遵守すること。

第19条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた契約事務取扱規則によるものとする。

第20条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議して定めるものとする。

第21条 この契約について紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、都城工業高等専門学校所在地を管轄区域とする宮崎地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、発注者・受注者は次に記名し印を押すものとする。
なお、この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和2年 ○月○○日

発注者 宮崎県都城市吉尾町473番地の1
独立行政法人国立高等専門学校機構
都城工業高等専門学校
契約担当役事務部長 馬奈木 弘 一 印

受注者